

1.「カンゾコーワドリンク」「カンゾコーワ粒」の容器、包材、テレビCM、ウェブサイトでの表記の差止めを求める申入書送付までの経過

KC'sは、興和株式会社が販売する「カンゾコーワドリンク」及び「カンゾコーワ粒」（以下、これらの製品を総称して「カンゾコーワ」といいます）の商品容器、包材、テレビCM、ウェブサイト上の表示について2019年より検討してきました。そして、同年8月28日付けで第1回のお問合せを行った後、同社からの回答を踏まえてさらに第2回、第3回のお問合せを行い、それぞれに対する同社からの回答を検討した結果、「カンゾコーワ」の表記（①「飲み会」を科学する11種類の成分、②飲む前&後のPOWER、③医薬品メーカーが飲み会を科学した！ ④飲むぞ！行くぞ！Kanzo! などの「飲み会」に関連した表記。ウェブサイト上の表記については合計14の表示を対象）について景品表示法上の優良誤認にあたるとして2020年9月3日付けで以下を内容とする表記の差止めを求める申入書を送付しました。（※1）

申入れの趣旨（概要）

商品の容器、包材、テレビCM、ウェブサイトの表示において、カンゾコーワには、アルコールを分解する、二日酔いを防止・緩和するといった効果・効能があると不特定かつ多数の一般消費者に誤認される表示を行わないことを求めます。（申入書では、容器、包材、テレビCM、ウェブサイトといった表示媒体ごとに、差止め対象の表示を列記しています。これらの表示を、以下では「本件各表示」といいます）

申入れの理由（概要）

カンゾコーワには、肝臓加水分解物やウコン抽出物等の成分が含まれていますが、それらの成分を摂取したとしてもアルコールが分解されたり、二日酔いが防止・緩和されたりすることはないと考えられます。とすれば、消費者がカンゾコーワを摂取したとしても、アルコールが分解されたり、二日酔いが防止・緩和されるといった効果・効能を得られるわけではないことになります。しかし、カンゾコーワの製品の外観、CM、興和株式会社のウェブサイトにおいては、本件各表示のように「飲み会」に関連する表示が多数なされています。本件各表示を見た消費者は、カンゾコーワには、アルコールを分解する、二日酔いを防止・緩和するといった効果・効能があると誤認する可能性が高いと考えられます。とすれば、本件各表示は、カンゾコーワについて、実際には、アルコールを分解する、二日酔いを防止・緩和するといった効果・効能がないにもかかわらず、一般消費者にそうした効果・効能があると思わせるものであり、「実際のもの・・・よりも著しく優良であると誤認される表示」（景品表示法30条1項1号）に該当します。

2.KC'sの申入れに対して、興和株式会社はウェブサイトの表示を変更

- (1)興和株式会社からは、KC'sの上記申入れに対し、2020年10月1日付け回答書をもって、概要、以下の回答がなされました。（※2）
 - i 当社は、販促資材等においては、「栄養バランスをサポートする清涼飲料水」との注意書きを付す等しており、カンゾコーワがアルコールを分解する、二日酔いを防止・緩和するといった効果・効能を有する医薬品であるかのような誤解を消費者に与えない措置を講じており、優良誤認表示には該当しない。
 - ii しかしながら、この度の貴機構の指摘を真摯に受け止め、消費者に対してより適切な情報を提供できるよう、本件各表示を考慮し、商品ラベル・包装や販促資材等の変更について検討を進める。
- (2)また、カンゾコーワの公式サイトは、本件各表示を使用しないものに変更されています。ただし、公式サイトに表示されているカンゾコーワの商品ラベル・包装には「飲み会を科学する」等の表示が見られます。
- (3)そこで、KC'sでは、2020年12月24日に、同社に対して次の内容で4度目のお問合せを送付しました。
 - i 商品ラベル・包装や販促資材等についても、本件各表示を使用しないものに変更する予定の有無。有る場合はその時期。
 - ii 変更後のカンゾコーワの公式サイトには、「アルコールを分解したり二日酔いを防止・緩和するものではありません」との表示がなされているが、商品ラベル・包装や販促資材等についても、かかる表示のあるものに変更する予定の有無。有る場合はその時期。
- (4)その後、2021年1月27日に、同社からの回答が届きましたが、KC'sではカンゾコーワの表示が消費者の誤認を生じさせない適切なものとなるよう改善されるのか、引き続き協議を続けていきます。

※1：申入書の詳細は、http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10001025 をご参照ください。

※2：回答書の詳細は、http://www.kc-s.or.jp/detail.php?n_id=10001033 をご参照ください。

団体
訴権への展開

興和株式会社が販売する
「カンゾコーワドリンク」「カンゾコーワ粒」の
容器、包材、テレビCM等の表記差止めを求める
申入れ活動とその成果

NPO 法人 消費者支援機構関西 (KC's)